

介護保健施設サービス(入所)利用料金表【在宅強化型(負担割合1割)】

令和3年8月1日改定

(3級地)

三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどう

●基本料金

(単位:円)

要介護度	療養室	介護保険対象	介護保険対象外				1日あたり 合計額
		一部負担額 ※1	特別療養室	利用者負担段階	居住費	食費 ※2	
1	4人部屋	942	—	基準額	550	2,070	3,562
				第3段階②	370	1,360	2,672
				第3段階①	370	650	1,962
				第2段階	370	390	1,702
	2人部屋		3,000	第1段階	0	300	1,242
				基準額	550	2,070	6,562
				第3段階②	370	1,360	5,672
				第3段階①	370	650	4,962
	個室		5,500	第2段階	370	390	4,702
				第1段階	0	300	4,242
				基準額	1,668	2,070	10,095
				第3段階②	1,310	1,360	9,027
2	4人部屋	1,021	—	第3段階①	1,310	650	8,317
				第2段階	490	390	7,237
				第1段階	490	300	7,147
				基準額	550	2,070	3,641
	2人部屋		3,000	第3段階②	370	1,360	2,751
				第3段階①	370	650	2,041
				第2段階	370	390	1,781
				第1段階	0	300	1,321
	個室		5,500	基準額	550	2,070	6,641
				第3段階②	370	1,360	5,751
				第3段階①	370	650	5,041
				第2段階	370	390	4,781
3	4人部屋	933	—	第1段階	0	300	4,321
				基準額	1,668	2,070	10,171
				第3段階②	1,310	1,360	9,103
				第3段階①	1,310	650	8,393
	2人部屋		3,000	第2段階	490	390	7,313
				第1段階	490	300	7,223
				基準額	550	2,070	3,709
				第3段階②	370	1,360	2,819
	個室		5,500	第3段階①	370	650	2,109
				第2段階	370	390	1,849
				第1段階	0	300	1,389
				基準額	550	2,070	6,709
4	4人部屋	1,089	—	第3段階②	370	1,360	5,819
				第3段階①	370	650	5,109
				第2段階	370	390	4,849
				第1段階	0	300	4,389
	2人部屋		3,000	基準額	550	2,070	10,238
				第3段階②	370	1,360	9,170
				第3段階①	370	650	8,460
				第2段階	370	390	7,380
	個室		5,500	第1段階	490	300	7,290
				基準額	1,668	2,070	10,298
				第3段階②	1,310	1,360	9,230
				第3段階①	1,310	650	8,520
5	4人部屋	1,149	—	第2段階	490	390	7,440
				第1段階	490	300	7,350
				基準額	550	2,070	3,769
				第3段階②	370	1,360	2,879
	2人部屋		3,000	第3段階①	370	650	2,169
				第2段階	370	390	1,909
				第1段階	0	300	1,449
				基準額	550	2,070	6,769
	個室		5,500	第3段階②	370	1,360	5,879
				第3段階①	370	650	5,169
				第2段階	370	390	4,909
				第1段階	0	300	4,449
6	4人部屋	1,208	—	基準額	1,668	2,070	10,298
				第3段階②	1,310	1,360	9,230
				第3段階①	1,310	650	8,520
				第2段階	490	390	7,440
	2人部屋		3,000	第1段階	490	300	7,350
				基準額	550	2,070	3,828
				第3段階②	370	1,360	2,938
				第3段階①	370	650	2,228
	個室		5,500	第2段階	370	390	1,968
				第1段階	0	300	1,508
				基準額	550	2,070	6,828
				第3段階②	370	1,360	5,938
7	4人部屋	1,120	—	第3段階①	370	650	5,228
				第2段階	370	390	4,968
				第1段階	0	300	4,508
				基準額	1,668	2,070	10,358
	2人部屋		3,000	第3段階②	1,310	1,360	9,290
				第3段階①	1,310	650	8,580
				第2段階	490	390	7,500
				第1段階	490	300	7,410

※1 介護保健施設サービス費、夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算(I)の合計額  
一部負担額につきましては、1日あたりの目安となる金額であり、加算料金と合わせて1月分の利用料金を算出するため、多少の誤差が生じます。

※2 食費は、1日分(朝食・昼食・おやつ・夕食)の定額料金です。

※3 施設が所在する三鷹市は、介護保険制度上の3級地に該当し、この地域区分に基づいた金額です。

介護保健施設サービス(入所) 利用料金表 【負担割合 1割用】

令和3年8月1日改定

(3級地)

三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどう

●加算料金

(1) 該当した場合に加算される料金です。

(単位:円)

介護保険対象					
算定項目		内 容	一部負担額 算定単位		
入所前後訪問指導加算	I	入所前後に居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画を定める等した場合	481	1回につき	
	II	入所前後に居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定等にあたり、生活機能の改善目標を定め、退所後の生活支援計画を定めた場合	513		
退所時加算	退所時情報提供加算		534		
	入退所前連携加算	I	・入所前後に退所後の担当ケアマネジャーと連携し、退所後のサービス利用方針を定めた場合 ・退所後の担当ケアマネジャー等に必要な情報提供を行い、サービス利用に関する調整を行った場合		641
		II	退所後の担当ケアマネジャー等に必要な情報提供を行い、サービス利用に関する調整を行った場合		427
	訪問看護指示加算		医師が、訪問看護ステーション等に対して、訪問看護指示書を交付した場合		320
	かかりつけ医連携薬剤調整加算	I	・入所後1ヶ月以内に、かかりつけ医に処方内容の変更の可能性について合意を得た場合 ・入所中に服用薬剤を評価し、退所時、退所後1ヶ月以内にかかりつけ医に情報提供した場合		134
II		Iを算定し、服薬情報を厚労省に提出し、処方に当たって、必要な情報を活用した場合	256		
III		I IIを算定し、施設医とかかりつけ医が共同し、入所中、退所時に内服薬の種類を減らした場合	107		
認知症情報提供加算		認知症のおそれがあり、施設内での診断が困難な方を認知症患者医療センター等に紹介した場合	374		
再入所時栄養連携加算		退院後再入所し、栄養管理が大きく変化した、病院・施設で連携して栄養ケア計画を策定した場合	214		
療養食加算		糖尿病食、腎臓病食、減塩食等を提供した場合	6	1食につき	
初期加算		入所日から30日以内の期間	32	1日につき	
短期集中リハビリテーション実施加算		短期集中的にリハビリテーションを行った場合(入所日から3か月以内)	256		
外泊時費用		外泊時、基本料金に代えて算定します(初日・最終日を除き、月6日まで)	387		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	I	【基本型】施設で、在宅復帰・在宅療養支援等の指標が一定以上の場合	36		
	II	【在宅強化型】施設で、在宅復帰・在宅療養支援等の指標が一定以上の場合	49		
緊急時治療管理		緊急な医療が必要となり、施設において応急的な治療を行った場合	553		
所定疾患施設療養費	I	所定の疾患に対して、検査・投薬等を行い、一定の記録をした場合(連続する7日限度)	255		
	II	施設医師が感染症研修を受講し、所定の疾患に対して、検査・投薬等を行い、一定の記録をした場合(連続する10日限度)	513		
認知症行動・心理症状緊急対応加算		認知症により、在宅での生活が困難で緊急に入所した場合(入所日から7日以内)	214		
栄養マネジメント強化加算		・低栄養リスクが高い入所者に対し、栄養ケア計画に従い、食事を調整した場合 ・入所者の栄養状態等の情報を厚労省に提出し、栄養管理に必要な情報を活用した場合	12		
ターミナルケア加算	医師が回復の見地がないと診断し、ターミナルケアの計画が作成されている場合(死亡日31日~45日前)		85		
	医師が回復の見地がないと診断し、ターミナルケアの計画が作成されている場合(死亡日4日~30日前)		171		
	医師が回復の見地がないと診断し、ターミナルケアの計画が作成されている場合(死亡日前日及び前々日)		876		
	医師が回復の見地がないと診断し、ターミナルケアの計画が作成されている場合(死亡日)		1,762		
経口維持加算	I	摂食機能障害や誤嚥があり、専門職が共同して食事の観察・会議等を行い経口維持計画を作成し、管理栄養士等が栄養管理を行った場合	427	1月につき	
	II	Iを算定し、施設が歯科医療機関を定め、経口維持加算Iの観察及び会議等に医師、歯科医師等が加わった場合	107		
口腔衛生管理加算	I	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い、介護職に助言・指導した場合	96		
	II	Iに加え、口腔衛生管理計画の情報を厚労省に提出し、管理に情報を活用した場合	117		
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算		・リハビリテーション計画を作成し、継続的に質を管理した場合 ・計画の情報を厚労省に提出し、リハビリ提供に活用した場合	35		
自立支援促進加算		・自立支援のため、医学的評価を行い、支援計画を策定し計画に沿ったケアを実施した場合 ・医学的評価結果等を厚労省に提出し、自立支援に情報を活用した場合	320		

※次頁に続く

(1) 該当した場合に加算される料金です。

(単位:円)

介護保険対象				
算定項目	内 容	一部負担額	算定単位	
褥瘡マネジメント加算	I	・褥瘡発生リスクについて評価し、結果を厚労省に提出し、情報を活用した場合 ・褥瘡ケア計画を作成し、管理を実施し、計画を見直した場合	3	1月につき
	II	Iの要件を満たし、リスクがあるとされた入所者に褥瘡の発生がない場合	14	
排せつ支援加算	I	・要排せつ介護者に要介護状態軽減見込を評価し、結果を厚労省に提出し、情報を活用した場合 ・排せつ支援計画を作成し、見直しながら、支援を継続した場合	11	
	II	Iの要件を満たし、要介護状態の改善が見込まれる者に排せつが所定の状態に改善した場合	16	
	III	Iの要件を満たし、要介護状態の改善が見込まれる者に排せつが所定の状態に改善した場合(オムツなし)	21	
科学的介護推進体制加算	I	入所者の心身の状況に係る基本的な情報を厚労省に提出し、サービス提供に活用している場合	43	
	II	Iに加え、疾病状況、服薬情報等を厚労省に提出している場合	64	
新型コロナウイルス感染症特例評価	令和3年9月末まで、1月あたりの所定単位数の0.1%の単位数	利用単位数による		
介護職員処遇改善加算 I	当施設が介護職員の賃金改善等を実施している事業所としての基準に適合した場合(1月あたりの所定単位数の3.9%の単位数)	利用単位数による		
介護職員等特定処遇改善加算 I	当施設が介護職員等の賃金改善等を実施している事業所としての基準に適合した場合(1月あたりの所定単位数の2.1%の単位数)	利用単位数による		

※ 上記以外にも介護サービス費の算定基準による料金に加算される場合がございます。

(2) 希望した場合に加算される料金です。

(単位:円)

介護保険対象外			
項 目	内 容	料 金	単 位
理美容代	訪問理美容(カット、パーマ、カラーリング等)	実費	1回につき
私物洗濯代	外部業者による洗濯	実費	1式につき
日常生活品費	身の回り品として日常生活に必要なものの費用	実費	1式につき
教養娯楽費	教養娯楽や行事にかかる材料費	実費	1式につき
文書料	医療情報提供書	3,000	1通につき
	その他証明書類	4,000	

※ 一部負担額につきましては、1日又は1回あたりの目安となる金額であり、基本料金と合わせて1月分の利用料金を算出するため多少の誤差が生じます。

※ 上記以外にも実費相当額のご負担をいただく場合がございます。(電気代など)